

※ 「品種保護出願書」作成要領の詳細

1) 出願人

ア) 育成者が出願人である場合

全ての育成者またはその承継人は、その品種を品種保護出願することができる権利を持っているので該当育成者の生年月日、住所を記載

(多数の育種家が関与した場合、全ての育成者を出願人として記載)

イ) 種子会社が出願人である場合

種子会社に所属している育成者が業務上で育成した品種を出願した場合、会社の公式名称、代表者姓名、本社住所を記載

ウ) 外国出願人(在外者)である場合

品種保護管理人(代理人)が、出願外国人の会社名、代表者氏名、国籍、住所を表記要領により記載 ⇒ 外国語記載要領適用

エ) 国家機関または地方自治体長が出願人である場合

機関長、機関住所を記載

(例) 農村振興庁長、忠清南道知事

オ) 出願人が国公立・私立学校である場合

学校名または技術移転促進法による法人名称、法人登録番号、住所記載

(例) ○○○大学校産学協力団、○○○大学校産学協力団長

[参考] 氏名・会社名・機関名はカッコ内に必ず英文記載

2) 出願類型別記載による追加添付書類

[出願類型の例]

- ① 個人育種家2人以上の共同育成出願
- ② 大学教授と助教の共同育成出願
- ③ 農村振興庁所属職員と個人または大学教授の共同育成出願
- ④ 農業技術院職員と個人育種家との共同育成出願
- ⑤ 農村振興庁、大学教授、助教、地方自治体所属研究機関職員の共同育成
- ⑥ 外国育成品種の内国人または外国人出願
- ⑦ 種子会社所属育成者(職員)が育成して所属会社の名義で出願

ア) 共同育成共同出願の場合 (①②③④⑤⑥)

- 出願人：育成者全て記載
 - 代表者選任時、代表者を1番上の欄に記載
[植物新品種保護法施行規則第4条に規定する別紙3号代表者選定申告書1部]
 - 各出願人の持分に対する合意書(全体持分合計は100)
[権利持分約定書1部]
- 育成者：育成者全て記載
- ・ 共同出願時、出願の変更・放棄または取下げ、請求または申請の取下げ、優先権の主張または取下げ、拒絶事情に対する審判請求などが発生した時には、出願人全体の署名捺印または合意書が必要である

イ) 共同育成代表者一人名義の出願 (①②)

- 出願人欄：代表者のみ記載
 - 育成者欄：全て記載
[出願権利承継(譲渡)書(全ての育成者の出願権利 ⇒ 代表者)1部]
- [参考] 育成者の住所は、個人育種家以外は所属されている機関・会社・大学の住所を記載

ウ) ③を農村振興庁名義で出願

- 出願人欄：農村振興庁長のみ記載
- 育成者欄：全て記載
[出願権利承継(譲渡)書(個人・大学教授 ⇒ 農村振興庁長)1部]

エ) ③を個人または大学教授名義で出願

- 出願人欄：個人または大学教授のみ記載
- 育成者欄：全て記載
[出願権利承継(譲渡)書(農村振興庁長 ⇒ 個人・大学教授)1部]

オ) ④を個人育種家名義で出願

- 出願人欄：個人育種家
- 育成者欄：全て記載
[出願権利承継(譲渡)書(農業技術院長 ⇒ 個人)1部]

カ) ⑤を私立大学教授名義で出願

- 出願人欄：大学教授
- 育成者欄：全て記載
[出願権利承継(譲渡)書(助教・農村振興庁長・地方自治体長 ⇒ 大学教授)1部]

キ) ⑥の場合

- 代理人選任出願

※「エ)代理人」関連内容参考

ク)⑦の場合

- － 出願人欄：会社名
- － 育成者欄：育成に関与した全ての職員

※育成者の住所は会社住所を記載

3) 持分

二人以上の正当な権利者が共同で出願する場合、相互間に持分を約定することができ、持分欄に持分内容を50/100のように分数で記載

[権利持分約定書1部]

※持分を約定した出願人(育種家)全て署名捺印

4) 代理人

- ① 国内に住所または営業所を持つ者から品種保護に関する手続きの委任を受けた代理人
「国内育成品種を内国人にて委任された場合」
- ② 国内に住所または営業所を持ってない在外者から品種保護手続きの委任を受けた代理人
「外国育成品種を内国人にて委任された場合の代理人」

○ 個人 ⇒ 氏名、生年月日、住民登録上住所、電話番号記載

○ 法人 ⇒ 法人名と代表者氏名、代表者生年月日、本社の住所、電話番号

【植物新品種保護法施行規則別紙1号委任状1部】または

【委任内容を証明することができる書類1部と外国語である場合翻訳1部】

5) 育成者

○ 関与した育成者全ての氏名記載(括弧内に英文表記)

○ 住民登録番号(外国人は国籍)、住所など記載

○ 共同育成者の持分を分配した場合、全ての育種家が署名捺印

【権利持分約定書1部】添付

○ 育成者が出願人と同一な場合には“出願人と同一”と記載

※ 出願された以後、育成者を追加することができないので共同育成者全て記載

6) 品種が属する植物の学名および一般名

- 学名は属名+種名で構成された名前

(例) 学名 : Allium cepa L., 一般名 : 玉ネギ

学名検索

国立種子院ホームページ (www.seed.go.kr) ⇒ 左側下段 “今月の新品種現況” 表内
⇒ “特性調査要領” ボタンクリック ⇒ 該当作物名検索

7) 品種の名称

- 品種は1個の固有な品種名称を持つべきである
- ハングル品種名 : ハングル品種名を記載して英語で音訳して表記
(例) 韓国(Hankook)
- 英文品種名 : 英語を記載してハングルで音訳して品種名称を表記
(例) Korea(코리아)
- 品種名称登録要件に違反しない名称(植物新品種保護法第107条)

名称検索

国立種子院ホームページ(www.seed.go.kr) ⇒ 右側上段 “品種名称” 検索 ⇒ 同一な作物内で既存名称と重複するか否かを確認することができる

8) 優先権主張

- 大韓民国にて品種保護出願する優先権を認める場合、ある国家の国民がその国に品種保護出願を行ってから同一品種を韓国に出願する場合、その国家へ出願した日を韓国に出願した日として認めてもらう欄である
 - 優先権主張は最初の品種保護出願日の次の日から1年以内に品種保護出願を行う場合のみ可能である
- 優先権主張の基礎になる出願の出願国名、出願日、出願番号を記載しなければならない。“証明書類” 欄には優先権証明書類を出願と同時に提出する場合 “添付” 欄に表示し、同証明書類を後から提出する場合には “未添付” 欄にその旨を表示する。

* 該当事項がない場合、記載する必要はない

9) 品種保護出願手数料

- 出願書提出時納付(品種当り38,000ウォン)

- 納付対象：手数料免除対象に該当しない全ての出願人
- 免除対象
 - － 国家および地方自治体の出願
 - － 国民基礎生活保障法による受給権者
 - － 次の各項目のいずれか一つに該当する者
 - ア．「国家有功者など礼遇および支援に関する法律」による国家有功者とその遺族または家族
 - イ．「5・18民主有功者礼遇に関する法律」による5.18民主有功者とその遺族または家族
 - ウ．「枯葉剤後遺症など患者支援および団体設立に関する法律」により登録された枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症患者または枯葉剤後遺症被災患者
 - エ．「特殊任務有功者礼遇および団体設立に関する法律」による特殊任務有功者とその遺族または家族
 - オ．「独立有功者礼遇に関する法律」による独立有功者とその遺族または家族
 - カ．「参戦有功者礼遇および団体設立に関する法律」により登録された参戦有功者
 - キ．「障害者福祉法」により登録された障害者
- ※ 免除を受ける者は「植物新品種保護法による品種保護料および手数料徴収規則」別紙第2号書式の「免除申請書」を提出
- 納付方法および金額
 - － 電子出願時、システム利用電子納付(品種当り38,000ウォン)
 - － 無通帳入金：農協132-01-327381(預金主：国立種子院)
 - － 現金納付：国立種子院出願書受付窓口の収入金出納公務員に納付

10) その他

- 未成年者・禁治産者および限定治産者が法定代理人により出願する場合
出願書の「出願人」欄に“法定代理人”欄を作り、法定代理人の氏名・生年月日と住所を記載
- 法定代理人であることを証明する書類は、住民登録謄本または戸籍謄本などを出願書に添付するが、この時には未成年者(出願人)と法定代理人が一緒に現すことである
- 第3者の許可・認可・同意または承諾が必要な場合にはその証明書類を添付